

## 社会福祉法人 SUNCARE 評議員・役員の報酬及び費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 SUNCARE（以下「法人」という。）定款第8条第2項及び第21条に基づく評議員、役員の報酬額の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第6条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第16条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、法人の事務所を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員の報酬は無報酬とする。

なお、評議員の報酬は、定款第8条に基づきこれを支給しない。

### (費用の弁償)

第4条 法人は、評議員及び役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、その請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要する費用については、前もって支払うこととする。

### (公表)

第5条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第2項に定める報酬等の基準として公表するものとする。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### (補則)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成30年6月20日より施行する。

この規程は、令和8年4月1日より施行する。